

建築協定のはなし

まちは、時がたつにつれて住む人やまちなみも変わっていきます。

時間がたってよくなることもあれば、思いもよらないことが起こることもあります。

まちの環境を守り、またよりよくしていくために、土地所有者などがみんなで話し合いルールを決めて守っていくために、建築基準法に「建築協定」という制度があります。

○「建築協定」ってなに？

建築協定は、土地所有者などが自分たちで環境の保全や改善のための協定書をつくり、住みよいまちを目指す制度です。

対象となるのは、建築物と敷地についてで、決めることができる項目は、

- ◇建築物の敷地や位置
 - ◇建築物の構造
 - ◇建築物の用途
 - ◇建築物の形態
 - ◇建築物の意匠
 - ◇建築設備に関する基準
- などです。

○建築協定を決めるには

建築協定は、全員合意が原則です。

区域内の土地所有者などが

- ◇建築物に関する基準
- ◇協定の有効期間
- ◇協定違反があった場足の措置

などについて合意すれば、協定書を作成して市に提出し、その認可を受けて初めて建築基準法による建築協定になります。

また、協定に結んだ人だけでなく、売買などで協定の期間内に土地所有者になった人に対しても効力があります。

○建築協定が決まると

みんなで合意したことを守っていくために、運営委員会を設け自主運営していきます。

ご相談は

都市計画課 電話 6858-2650